

「移動支援サービス」利用契約書

(以下「利用者」という。)と株式会社成活が運営するケアサポート成活(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う移動支援(原則として1日の範囲内で用務を終える社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援をして移動支援計画に位置づけられたサービスをいいます。以下同じ。)について、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1条 (契約の目的)

本契約は、利用者が地域での日常生活及び社会生活を総合的に促進するため、事業者が利用者に対して法律及びこれに関連する法令等に従って移動支援を適切に提供することを定め、利用者は、事業所に対し、その移動支援サービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約の期間)

- 1 この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の移動支援に係る地域生活支援給付費の支給決定の有効期間の満了日までとします。
- 2 この契約の満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合であって、利用者の移動支援に係る地域生活支援給付費の支給決定期間の満了後に改めて支給決定された場合、この契約は更新されるものとします。

第3条 (移動支援計画)

- 1 事業者の配置するサービス提供責任者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえた上で、移動支援サービスの目標、担当する従業員の氏名、従業員が提供する移動支援サービスの具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ個別支援計画を作成します。
- 2 サービス提供責任者は、個別支援計画を支援する他、必要に応じて見直す支援をします。
- 3 サービス提供責任者は、個別支援計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者およびその家族に説明し、同意を得た上で、移動支援計画書を交付します。

第4条 (移動支援サービスの内容)

- 1 事業者は、前条に定めるサービス利用計画及び本契約書に基づいて、利用者に移動支援サービスを提供します。
- 2 移動支援計画が利用者との合意をもって変更され、又は移動支援に係る地域生活支援給付費の支給決定の内容が変更されたことにより、事業者が提供する移動支援サービスの内容を変更する場合は、サービス提供責任者は、事前に利用者の了承を得た上で、新たな内容の「支援計画」を作成し、それをもって移動支援サービスの内容とします。

第5条 (地域生活支援給付費支給申請に係る援助)

事業者は、利用者が移動支援に係る地域生活支援給付費の支給決定期間の満了に伴う新たな移動支援に係る地域生活支援給付費の支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第6条 (サービス提供の記録)

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等を電子データに入力し、データは当事

務所で保管します。

保管期間は、この契約の終了後2年間とします。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する1の記録の閲覧ができ、複写を求めることができます。ただし、複写に際して、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第7条 (利用料金)

- 1 利用者は、移動支援サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月20日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を、翌月30日までに支払うものとします。
- 4 利用者は、当月の料金の合計額を翌閏月末日までに原則として〔口座振り込み〕の方法により支払います。
- 5 事業者は、利用者から現金で料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。
- 6 利用者は、従業者が移動支援サービスの提供のために使用する電話等の費用を負担します。

第8条 (代理受領)

事業者は、横浜市障害児・者移動支援事業実施要綱 第13条第2項の規定に基づき、利用者に代わり移動支援費を受領するものとします。

第9条 (サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日18：00までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することが出来ます。
- 2 当日のキャンセルは利用者全額負担となります。この場合の料金は他の料金の支払いと合わせて請求します。

第10条 (守秘義務)

- 1 事業者は、正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族の個人情報を他に漏らさない義務を負うものとします。
- 2 事業者は、ヘルパーが退職後、在職中知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。
- 3 事業者は、他の指定障碍福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者に説明し、同意を得ます。

第11条 (損害賠償)

- 1 事業者は、本契約に基づく施設サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。
- 3 利用者は、故意又は過失により事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したとき

は、その損害を弁償し、又は原状に復する責務を負うものとします。尚、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

第12条 （契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解約することができます。
- 2 利用者が死亡した場合。
- 3 利用者の移動支援に係る地域生活支援給付費の支給決定が取り消された場合又は地域生活支援給付費の支給決定の期間の満了に際し、新たな移動支援に係る地域生活支援給付費の支給申請が不支給となった場合には、当該支給決定の効力が喪失することをもってこの契約は終了します。
- 4 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合。
- 5 事業所の滅失等により、居宅介護サービスの提供が不可能になった場合。
- 6 事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者の移動支援サービスに係る利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族等が事業者や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合

第13条 （苦情解決）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦屑等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の相談・苦情等に対し、利用者の立涇に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく移動支援サービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第14条 （身元引受人）

- 1 事業者は、利用者に対し、法定代理人が選定されるまでの間、身元引受人を求めるものとします。但し、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、利用者が本契約に基づき債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負担するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の義務の他、次の各号の責任を負うものとします。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること。
 - ② 第12条のいずれかに該当して契約が終了した場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努める事。

③ 利用者が死亡した場合の遺体引取り、遺留金品の処理、その他必要な措置。

第15条 （虐待防止の対応）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

第16条 （緊急時の対応）

事業者は、利用者に対する移動支援サービスの提供により事故が発生した場合は、事業者が関係する区市町村及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

第17条 （身分証携行義務）

従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第18条 （連携）

- 1 事業者は、移動支援の提供に当たっては、他の登録移動支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、移動支援の提供の終了に俟ては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第19条 （本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に疑義が生じたときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及びこれに関連する法令等の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議の上で定めます。

第20条 （裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意します。

上記の契約を証するため本書1通を作成し、利用者・事業者が署名の上、利用者(写し)、事業者(本紙)の各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 川崎市高津区久末84-10
株式会社成活
代表取締役 鈴木 友望
訪問介護事業所 ケアサポート成活
事業所番号：1465300448

利用者

住 所

氏 名 (印)

代理人又は立会い人等（利用者との関係： ）

住 所

氏 名 _____ (印)